遺伝子組換え表示制度に関する検討に当たっての視点について

平成29年4月26日 一般財団法人 食品産業センター 武石 徹

遺伝子組換え表示制度に関する検討会の開催にあたり、以下の通り検討に当たっての視点について、意見を提出します。

1 「遺伝子組換え表示」は「食の安全」に関わらない制度であること

遺伝子組換え食品については、安全性について食品安全委員会の意見を聞き、厚生労働省が総合的に審査し、安全性に問題ないもののみが製造・輸入・販売される仕組みとなっています。

こうした安全性審査を受けた大豆、とうもろこし等とこれを原材料とする 加工食品についての表示ルールが遺伝子組換え表示制度であって、「食の安全」とは関係ないと考えます。

消費者にとって不安感はある程度あることは事実ですが、これは安全性の問題ではなく、「遺伝子組換え食品」の安全性についての情報や理解が十分でないことに原因があると考えられますので、行政を中心とする消費者とのリスクコミュニケーションによる理解促進が必要と考えます。

「遺伝子組換え表示」については、安全性に関わるものではなく、消費者の 自主的かつ合理的な食品選択に資する情報の一つとして、消費者のニーズと 事業者のコストや実行可能性を比較考慮して、科学的かつ慎重に検討すべき と考えます。

2 現在の制度は十分機能しているとみられるので、まずは検証を

現在の制度は、その導入から約 15 年が経過し、消費者にも定着しており、 事業者のお客様相談での問い合わせも少ない状況にあります。

IP ハンドリングを含めた現在の遺伝子組換え表示制度については、当センターの現地調査からみても十分に機能していると考えられます。

まずは、IP ハンドリングを始めとする現行の遺伝子組換え表示制度の検証を丁寧に行い、課題があるかどうかを整理すべきと考えます。

課題の抽出に当たっては、消費者等の現行制度に関する問題意識がどこにあるのかを慎重に検討し、併せて、IP ハンドリングの制度を見直す際には、生産・流通の現場や製品コストにどれ位影響するか、きちんと捉えて議論する

べきと考えます。

結論ありきの制度改正により、生じた負担を事業者に一方的に負担させることは企業体質を脆弱化させることになりますし、規制緩和が求められるなかで原料原産地表示に続く過度の規制強化になりかねないと懸念します。

3 頻繁な表示制度の大きな変更は企業に大きな負担となります

平成27年4月から食品表示法の制定に伴う新たな表示制度が始まりましたが、製造所固有記号の見直しが継続して行われ、翌平成28年4月から新しい製造所固有記号制度が適用になりました。

さらに、平成28年1月から検討会が開始された加工食品の原料原産地表示については、現在、食品表示基準の改正案のパブリック・コメントが終了し、 今後、消費者委員会食品表示部会での議論を経て、今年の夏にも新制度が発足 します。

このように、新法施行後、毎年のように行われる制度改正に中小事業者を 始めとする食品事業者は混乱しており、包材の切替の手間、システム変更等の 技術的問題もあり、新しい表示制度への移行は遅れている状況にあります。

加えて、今回の遺伝子組換え表示制度の議論が開始されることにより、事業者の新しい表示制度への移行はさらに遅れることになるとともに、中小事業者にとっては度重なる制度の変更は、ミスの増加や、コスト増という大きな負担となり、経営の悪化による存続問題にも繋がりかねません。